

旭川市社会福祉施設指導監査実施要綱

(目的)

第1条 社会福祉施設（以下「施設」という。）の指導監査は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）及び社会福祉各法に基づき、適正かつ円滑な施設運営の確保を図ることを目的とする。

(指導監査の対象)

第2条 指導監査の対象は、別表1に定める施設のうち、法令等の規定により旭川市が指導監査を所管する施設とする。

(指導監査の種類等)

第3条 指導監査の種類は次のとおりとする。

- (1) 一般指導監査
- (2) 特別指導監査
- (3) 随時指導監査

(一般指導監査)

第4条 一般指導監査は、施設の運営全般について調査する指導監査とし、実地により行うものとする。

(1) 施設の一般指導監査は、以下のとおり実施する。

ア 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム等（老人福祉法に基づく指導監査）、障害者支援施設（社会福祉法に基づく指導監査）

一般指導監査は、原則として、毎年1回、全対象施設に対して実地により行うこととする。ただし、前年度における一般指導監査の結果から、概ね適正な運営等が確保されていると認められる施設については、当該年の一般指導監査は省略する。

また、一般指導監査実施に係る施設側の負担軽減及び効果的な指導とするため、介護保険施設等指導監査要綱（介護保険法（平成9年法律第123号）等に基づく。）又は旭川市指定障害福祉サービス事業者等指導監査要綱（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）等に基づく。）による実地指導と合わせて実施することを基本とする。

イ 保育所、幼保連携型認定こども園等（児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び修学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に基づく指導監査）

毎年、一般指導監査を行うこととするが、一般指導監査実施に係る施設側の負

担軽減及び効果的な指導とするため、旭川市特定教育・保育施設等指導監査要綱に基づく実地指導と合わせて実施することを基本とする。

ただし、指導監査の手法については、監査対象施設の規模及び前回の指導監査の結果等を考慮して弾力的な指導監査を行うことも可能とする。

(特別指導監査)

第5条 特別指導監査は、社会的に容認されない不祥事が発生した場合、又は一般指導監査の結果、問題を有すると認められた場合に当該施設を対象に、重点的かつ継続的に実施するものとする。

(随時指導監査)

第6条 施設の運営等に問題が生じた場合、又は通報等でその恐れがあると認められる場合は、第4条及び前条の取扱いによらず随時指導監査を実施する。

(実施計画の策定)

第7条 一般指導監査においては、実施時期等について実施計画を毎年度作成するものとする。なお、作成に当たっては、過去の指導監査の結果を勘案するものとする。

(事前通知)

第8条 指導監査の実施に当たっては対象の施設に対し、根拠規定、日時及び場所、監査担当者の氏名、作成及び準備すべき書類、監査結果の公開等について文書により通知する。なお、作成及び準備すべき書類については、監査実施日前に作成及び提出させることができる。

2 一般指導監査における前項の通知は、原則監査実施日の概ね1か月前までに実施する。

(指導監査の実施)

第9条 指導監査は2名以上で実施する。

2 指導監査の対象となる施設の所管が市内の複数の部署にまたがる場合は、関係部署と常時、密接な連携をとり指導監査を実施する。

3 指導監査は関係書類の閲覧並びに施設長及び施設職員等からの聴取で行う。

(指導監査の結果)

第10条 指導監査の結果については、改善を要すると認められた事項について講評及び口頭による指導を行い、後日、文書により指導内容の通知を行うとともに改善を求めることとする。

2 前項の指導の対象は、別表2に定める事項とする。

- 3 第1項により文書指導を行った事項については、その改善の結果について期限を定めて措置状況報告書の提出を求めることとする。
- 4 前項により提出を受けた措置状況報告書については、その内容の確認を行い、改善の内容等に不備があると認められる場合は、継続して文書又は口頭による指導を行う。
また、複数回の指導にもかかわらず改善が見られない場合、その他必要があると認められる場合は第5条に規定する特別指導監査を実施する。
- 5 指導監査の結果については、旭川市社会福祉法人及び社会福祉法人が運営する社会福祉施設等の指導監査結果等に係る情報公開実施要綱に基づき公開するものとする。
- 6 各年度に実施した指導監査については、その結果を集約し、毎年度指導監査結果報告書を作成する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年7月28日から施行する。

別表 1 (第 2 条関係)

関係法令	対象施設 (事業)
老人福祉法 (昭和 3 8 年法律第 1 3 3 号) ※介護保険法 (平成 9 年法律第 1 2 3 号)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 養護老人ホーム ・ 特別養護老人ホーム ・ 軽費老人ホーム
社会福祉法 (昭和 2 6 年法律第 4 5 号) ※障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成 1 7 年法律第 1 2 3 号)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者支援施設
児童福祉法 (昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所 ・ 母子生活支援施設 ・ 小規模保育事業
就学前の子どもに関する教育, 保育等の総合的な提供の推進に関する法律 (平成 1 8 年法律第 7 7 号)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幼保連携型認定こども園

別表 2 (第 1 0 条関係)

(1) 施設の運営に著しく適性を欠くなど, 特に大きな問題があると認められる事項	<ul style="list-style-type: none"> ①施設の運営における, 関係法令及び通知等の違反 ②各法及び旭川市条例に定める施設最低基準の違反 ③不祥事に係る事項
(2) 一般指導監査において, 複数回の指導を受けたにも関わらず改善されていない事項。ただし, 事情やむを得ないと認められる場合を除く。	